

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 5年 6月 日			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 京都府木津川市梅美台8-1-7		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 関西光量子科学研究所 所長 田中 淳			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	66 台	66 台	台	台
	冷蔵機器及び冷凍機器	16 台	16 台	台	台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
			キログラム		キログラム
	エアコンディショナー	0		0	
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	<ul style="list-style-type: none"> 全ての機器を対象にフロン簡易点検を実施(3ヶ月に1度)。 圧縮機出力7.5kW以上のエアコンディショナーについて、専門業者による点検を実施(3年に1度)。 メーカーによる冷凍機器の点検を実施(1年に1度)。 			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> 関連法規に従ったフロンの回収及び破壊を専門業者に依頼。 フロン破壊証明書の提出を要求。 			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	<ul style="list-style-type: none"> 全ての機器を対象にフロン簡易点検を実施(3ヶ月に1度)。 圧縮機出力7.5kW以上のエアコンディショナーについて、専門業者による点検を実施(3年に1度)。 メーカーによる冷凍機器の点検を実施(1年に1度)。 			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> 関連法規に従ったフロンの回収及び破壊を専門業者に依頼。 フロン破壊証明書の提出を要求。 			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針					
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。